

「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」改定案について

1. 背景

国土交通省では、平成16年2月に「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」（以下、本指針）を策定しました。本指針は、国土交通省所管公共事業の評価結果の信頼性を一層高める観点から、費用便益分析に係る計測手法、考え方などの整合性の確保、手法の高度化を図る上で考慮すべき事項について定めています。既往研究の蓄積状況や諸外国の状況等を踏まえ、公共事業評価の透明性、客観性を一層向上するため、このたび部分改定を行う予定です。

2. 主な改訂内容

（1）CO₂削減効果の貨幣価値原単位の設定

昨今の地球温暖化問題への関心の高まりから、適切な貨幣価値原単位を用いて、その価値を計測することが望まれているところです。そこで、これまでの国内の研究実績・成果の蓄積状況、海外での設定状況を検討した結果、CO₂削減効果の貨幣価値原単位として10,600円/t-cを本指針に適用する改訂を行います。

（2）支払い意思額による生命の価値の設定

便益計測に人的損失額を用いる場合は、「逸失利益」、「医療費」、「精神的損害額」が基本構成要素となります。「精神的損害額」は、本指針において、過去の類似事故・災害事例等において支払われた「慰謝料」をもとに設定するとしてきました。しかし、これまでの国内の研究実績・成果の蓄積状況、海外での設定状況を踏まえ、支払い意思額による生命の価値の検討を行った「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査研究報告書」（内閣府、2007.4）での精神的損害額226百万円/人（死亡）を本指針に適用する改訂を行います。

3. 参考

本指針の改定案については、平成19年1月に設置した公共事業評価に関する検討会（座長：一橋大学大学院 山内商学研究科長）の検討結果を踏まえ、事業評価手法検討部会（部会長：政策研究大学院大学 森地教授）において検討頂きとりまとめました。